

○立命館アジア太平洋大学奨学寄附金取扱規程

2008年6月11日

規程第772号

(趣旨)

第1条 この規程は、立命館アジア太平洋大学（以下「本学」という。）における奨学寄附金の受入れに関する取扱いについて必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この規程において「奨学寄附金」とは、本学の教育研究の援助を目的として、特定の対象を指定して本学に寄附され、その経理が委任される助成金、設備および機器をいう。

(奨学寄附金の受付)

第3条 奨学寄附金の寄附を申し出る者（以下「寄附者」という。）は、所定の申込書を国際協力・研究部長を経由して、学長に提出する。ただし、寄附者指定の書式がある場合は、これを使用する。

(受入れの審議・決定)

第4条 奨学寄附金の受入れは、国際協力・研究部会議の審議を経て、大学評議会が決定する。

(奨学寄附金の支出)

第5条 奨学寄附金は、本学の会計に収納された後、間接経費に相当する額を差し引いた額が支出される。

2 前項の間接経費に相当する額は寄附金額の10%に相当する額とする。ただし、間接経費の額を本学で決定できない場合を除く。

3 奨学寄附金等として寄附された設備・機器は、本学の資産としての手続を経た後、交付される。

(規程の改廃)

第6条 この規程の改廃は、大学評議会の議を経て、学長が行う。

附 則

この規程は、2008年6月11日から施行する。

附 則（2009年5月19日 立命館アジア太平洋大学内の機関会議運営方法の変更に伴う規程の一部改正）

この規程は、2009年5月19日から施行する。